

平成22年7月2日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 富盛秀樹

平成20年(ワ)第22334号損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成22年4月9日

判 決

原告 [REDACTED]  
同訴訟代理人弁護士 荒井哲朗  
同訴訟代理人弁護士 白井晶子  
東京都中央区日本橋人形町三丁目1番11号  
被告 サンラ・ワールド株式会社  
同代表者代表取締役 江尻 [REDACTED]  
東京都 [REDACTED]  
被告 江尻 [REDACTED]  
東京都 [REDACTED]  
被告 増田 [REDACTED]

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告らは、原告に対し、連帯して、1868万9292円及びこれに対する平成20年9月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、「MGIラウンド2」に投資した原告が、同投資に関する被告サンラ・ワールド株式会社（以下「被告会社」という。）の勧誘が出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）1条及び

同法2条1項に違反し、また、出資のリスク等を正確に認識するに足る情報を提供すべき義務を怠った違法があるとして、被告会社に対しては不法行為、使用者責任又は旧民法44条に基づき、被告増田■■■■(以下「被告増田」という。)に対しては被告会社の違法な勧誘を主導したとして不法行為に基づき、被告会社代表取締役である被告江尻■■■■(以下「被告江尻」という。)に対しては旧商法266条の3に基づき、損害賠償を請求した事案である。

1 争いのない事実等(認定事實は、末尾のカッコ内に証拠を掲記する。)

(1) 被告江尻は、被告会社設立当時から現在まで同社の代表取締役として登記され、実際に現在まで同社の代表取締役を務めている者であり、被告増田は、被告会社設立時から平成9年3月31日まで被告会社の代表取締役として登記されていた者である。

(2) 原告及び原告の夫である■■■■(以下「■■■■」という。)は、平成12年ころ、被告増田が主催していた投資に関するセミナーに参加し、そのころにサンラ・インベストメントクラブ(以下「SIC」という。)の入会案内(甲1)を入手した(甲41)。同案内には「700名の会員がアメリカのIT投資でウハウハ、ウキウキの興奮のルツボ。IPO(上場)前投資で大成功!サンラ・インベストメントクラブへの入会は、成功への最短距離。」  
「当クラブが薦める投資案件への投資は、クラブ会員であることが求められます。」などと記載されていた。

原告は、同年11月15日、SICの会員になった。

(3) 原告及び■■■■は、そのころ、被告会社から事前に受領していた「サンラ・インベストメントクラブ(SIC)のご案内」と題する書面(甲3。以下「本件投資先一覧書面」という。)のSICの海外投資先一覧のうち、MGIラウンド2に投資することを決定した。

なお、原告は、それ以前に被告会社から「MGIラウンド2についての投資契約の要約」と題する書面(甲4の1。以下「本件要約書面」という。)

の交付を受けていたところ、同書面には、Asian Dream, Inc. (以下「ADI」という。)は日本の投資家の代理人であり、ADIは、バハマに設立されている会社との共同事業体を通じて投資運用を行うこと、ADIは総投資額(18ミリオン)の5%を年間固定配当として受け5%を超える利益は共同事業会社と一定比率で配分を受けるといった内容が記載されていた(甲4の1, 弁論の全趣旨)。

- (4) そこで、原告は、被告会社にMGIラウンド2を15口分申し込む意思を伝え、平成12年12月1日ころ、原告宛てにADI名義の送金依頼書が被告会社の封筒に封入された状態で送付された。原告は、同年12月19日、香港のADIに15万7米ドルを送金し、送金手数料4000円と合わせて合計1698万9292円を支出した(以下「本件投資」という。)
- (5) その後、原告に対し、平成14年3月26日、平成15年4月1日、平成16年2月23日に、ADI名義で各7500米ドル(現実に原告が受領した金額は、当時の為替相場で日本円に換算し、仕向け送金手数料を差し引くと、それぞれ99万3000円、87万6875円、80万9750円になる。)がMGIラウンド2の配当名目で送金された(甲6の1の1, 6の2の1, 6の3の1)。

## 2 争点

- (1) 被告会社の勧誘が出資法に違反しており、不法行為を構成するか

(原告の主張)

ア 原告が、SICの会員になった後にSICの定例会に出席して被告増田からSICが扱っている投資について説明を受け、その後、■■■■が、被告会社に対し、あらかじめ被告会社から交付されていた本件投資先一覧書面記載の投資先のうちで何か良いものに投資したいと問い合わせたところ、被告会社従業員から、「今はMGIラウンド2がよい。新規募集時であれば30%の配当が付くが、途中からの参加になるので固定で年5%の配当

になる。」と言われた。

イ また、本件投資に先立ち、被告会社から交付された本件要約書面には、MGIラウンド2は年間固定配当が5%である旨記載されていた。

ウ このように、          の問い合わせに対する被告会社従業員の回答及び被告会社の本件要約書面の交付による勧誘では、MGIラウンド2は年間固定配当が5%である旨説明されており、同説明では元利金の保証がされていることが明らかで、同出資の元本が払い戻されることが当然の前提であるといえるから、本件投資では、出資金の全額若しくはこれを超える金額に相当する金銭を払い戻すことを示して出資金の受入れがなされており、出資法1条に違反する。また、本件では業として預り金が行われており、出資法2条に違反する。出資法では、上記の行為が刑罰を持って禁止されており、その趣旨が一般大衆が不測の財産的損害を被ることを早期に防止する目的で、あかたも出資金が返ってくるかのような誤解を招く誇大広告的方法による出資金の受入れを禁止するところにあることを考えれば、これに反して出資の勧誘を行う行為には私法上の違法性があることも明らかである。

そして、被告会社又は被告会社と実質的に同一の主体であるSICは、少なくとも本件投資を媒介しており、被告会社は媒介者として上記責任を負う。

(被告らの主張)

ア 被告会社従業員が本件投資を勧誘したことは一切ない。仮に被告会社の従業員が原告らに対しMGIラウンド2の説明をしたことがあったとしても、それは本件要約書面をもとにした説明であり、原告の受領するMGIラウンド2の配当が固定で年5%になるといったものではなかった。

イ そして、原告が本件投資に基づき送金した金銭は、被告会社とは別の主体であるADIを通じて、投資運用活動の主体であるバミューダに登録さ

れた会社（以下「MGI」という。）へ送金されており、被告会社は原告から金銭を受け入れた主体ではないから、出資法違反の責任を負わない。また、被告会社は本件投資の媒介をしておらず、媒介者としての責任も負わない。

(2) 被告会社の勧誘が説明義務違反による不法行為を構成するか

（原告の主張）

出資を勧誘する者は、当該出資の勧誘に際して当該取引にかかるリスクの程度やその実現可能性等について正確な情報を提供した上で説明すべき義務があり、これを怠ることは不法行為を構成するところ、被告会社は本件投資に際してリスクを一切説明しなかった。被告会社は少なくとも本件投資を媒介しており、媒介者として上記責任を負う。

（被告らの主張）

本件投資において説明義務を負うのは、本件投資の投資先であるMGIであり、MGIと異なる主体である被告会社は説明義務を負わない。また、被告会社は本件投資の媒介などしておらず、媒介者としての責任も負わない。

(3) 被告会社の勧誘につき被告増田が責任を負うか

（原告の主張）

被告会社はSICを主催しており、両者は実質的に同一であるところ、被告増田は、原告を含めた不特定多数の人々に対してSICへ入会するよう勧誘し、SICの定例会でSIC会員に対して投資の勧誘をしている。このように、被告会社（SICを含む。）による本件を含む一連の投資の勧誘において被告増田は主導的な立場を担っており、被告会社と被告増田は一体となって投資勧誘活動を行っていたのだから、被告会社による勧誘行為が違法である場合、被告増田も被告会社と同様の責任を負う。

（被告らの主張）

被告増田は、被告会社による投資の勧誘を主導していない。SICは被告

会社とは別の主体である。各投資案件の勧誘は、各投資先がそれぞれ行ったものであり、S I C及び被告増田が勧誘したものではない。

#### (4) 損害

##### (原告の主張)

被告らの違法な勧誘により原告が出損した金銭は、全て損害として計上されるべきである。また、本件投資の配当名目で原告が取得した金銭は、損益相殺で処理されるべきである。

### 第3 争点に対する判断

#### 1 争点(1) (被告会社の勧誘が出資法違反により不法行為を構成するか) について

##### (1) 認定事実

ア 前記争いのない事実等に証拠(甲1, 3, 4の1, 証人■■■■の証言)及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の事実が認められる。

(ア) 原告は、■■■■と相談の上、有望な投資先を紹介してもらうためにS I Cに入会した。

(イ) 原告及び■■■■は、被告会社とS I Cとを明確に区別して認識してはいなかった。

(ウ) 原告又は■■■■が本件投資以前に数回出席したS I Cの定例会において、S I Cが薦める投資先としてM G I ラウンド2が特別に取り上げられることはなかった。

(エ) 原告が本件投資の前に交付されていた本件投資先一覧書面には、他の投資案件が9件記載されているが、他の投資先2件と共に「投資家通算実績」欄に「高配当実施予定」と記載されているものの、M G I ラウンド2が他の投資案件と比べて特に優れているとの印象を与える記載は見当たらない。また、本件要約書面の記載にも、同様の印象を与える記載は見当たらない。

イ 上記認定事実に、争いのない事実等(5)で認定したとおり、実際に原告が本件投資の投資金額の約5%を配当として3年間にわたって受領したことを併せ考えると、証人■が証言するように、■が被告会社に有望な投資先を問い合わせたのに対し、同社の従業員がMGIラウンド2が年間5%の配当を受けられるのでお薦めであるといった趣旨の回答をしたことが認められる。

ウ しかしながら、■は、被告従業員からMGIラウンド2の配当が5%になると告げられてはいるものの、その際、「固定」といった文言が用いられたことについては記憶がない旨述べており（証人■の証言）、他に同従業員がMGIラウンド2の配当が固定で年5%になると告げたことを認めるに足りる証拠はない。

ウ 以上の検討によれば、本件投資に先立ち、■が有望な投資先を尋ねたのに対し、被告会社従業員が、MGIラウンド2が年間5%の配当を受けられるのでお薦めであるといった趣旨の回答をしたことは認められるが、その時、配当について固定で年5%になる旨述べたとは認められない。

## (2) 違法性の判断

ア 上記のとおり、■からの問い合わせに対する被告会社従業員の回答で「固定」といった文言が用いられたとは認められないから、原告の主張のうち被告会社従業員の回答にかかる部分はその前提を欠く。

そこで、以下、本件要約書面を用いた被告会社による勧誘が違法であるか否かを検討する。

イ まず、出資法2条1項違反の点について検討すると、争いのない事実等及び弁論の全趣旨によれば、原告がSICから紹介された「海外投資先」の1つとして選択し、投資契約としてその内容が説明されているMGIラウンド2は、その性質上元本の全額返還が前提とされない「投資」である

と認められ、元本の全額返還が前提とされる「預り金」には当たらないものと解されるので、出資法2条1項は適用されず、この点で被告会社の勧誘が違法とされることはない。

ウ 続いて、出資法1条違反について検討するに、本件要約書面には「ADIは日本の投資家の代理人であり、ADIは総投資額（18ミリオン）の5%を年間固定配当として受け」、5%を超える利益が出た場合にも一定割合の配当を受ける旨の記載があるところ、本件投資がその性質上元本の全額返還が前提とされない「投資」であることをも考慮すると、この年間固定配当が5%である旨の記載は、当該出資の償還期限まで出資者に出資金の5%ずつ（利益が5%を上回る場合はその一定割合）が配当され、償還時に同出資の収益の実績に応じた払戻しがなされるといった趣旨に解される。そして、本件要約書面には、出資金が全額払い戻される旨の記載もなく、出資金の全額の払戻しが保証される旨の記載もないことに照らすと、同記載は、償還時に十分な収益の実績がなければ元本割れになる可能性があることは前提になっているのであって、出資元本全額が払い戻されることを前提にした記載であるとは認められない。

したがって、被告会社の勧誘が出資法1条に違反しているとはいえない。

エ 以上より、被告会社の勧誘が出資法に違反し、不法行為を構成する旨の原告の主張には理由がない。

2 争点(2)（被告会社の勧誘が説明義務違反による不法行為を構成するか）について

(1) 争いのない事実等によれば、原告の本件投資の相手方はADI若しくはMGIであり、少なくとも被告会社ではないと認められる。そうすると、一般に、投資の申込みを受ける者には投資に関する元本割れのリスク等、一定の説明義務が生じる場合があり、本件においても、ADI又はMGIに上記義務が生じる可能性があることは否定できないとしても、ADI又はMGIと



は別の主体である被告会社が同義務を負うことにはならない。

- (2) この点、原告は、被告会社は本件投資を少なくとも媒介しており、媒介者として本件投資のリスク等を説明する義務を負っていた旨主張する。しかしながら、一定の事項を告知すべき積極的な説明義務は、仮にそれが生ずるとしても、その主体は、投資を受ける事業主体、すなわち出資の相手方であることが原則であり、投資の媒介者には、法令上の根拠、約定、その他同義務を基礎付ける特段の事情がない限り、同義務が生じることはないとするのが相当である。
- (3) なお、原告は、被告会社、AD I 及びMG I の関係について個別的に検討する必要性は乏しく、これらは一体であるなどと主張している。その趣旨は明確ではないものの、仮にこれらの法人格を否認する趣旨であるとしても、被告会社とAD I の代表者が同じであることを示唆する証拠は存在するものの、両者が実質的に同一であると認定するに足りる証拠はなく、また、仮にこれらの会社の共謀を主張する趣旨であるとしても、このような事実を認定するに足りる証拠はない。
- (4) このように、仮に被告会社が本件投資を媒介していたと認定できたとしても、直ちに被告会社が積極的説明義務を負うものではないところ、被告会社が同義務を負う根拠となる特段の事情は必ずしも明確に主張されておらず、また、原告の主張をその趣旨に解するとしても、本訴の証拠から認定できる事実は同義務の発生を認めるに足るものではない。したがって、被告会社に同義務があるとは認められず、被告会社の勧誘が説明義務違反による不法行為を構成する旨の原告の主張には理由がない。
- 3 以上のとおりであって、本件投資に関する被告会社の勧誘が違法であるとは認められず、その余の点について判断するまでもなく、原告の本訴請求には理由がない。

裁判長裁判官 生 野 考 司

裁判官 湯 川 克 彦

裁判官 仲 田 憲 史

これは正本である。

平成22年7月2日

東京地方裁判所民事第16部

裁判所書記官 富盛秀樹